（様式第１－１号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月　　　日

農地法第４条第１項の規定による許可申請書

足利市農業委員会長

栃　木　県　知　事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名

次のとおり農地を転用したいので、農地法第４条第１項の規定により許可を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ（カタカナ） |  | 電話　　　（　　　） |
| １　申 請 者 |  |
| ２　申請者の住所 |
| 住　　　所 |  |
| ３　許可を受けようとする土地の所在等 | 市町名 |  | 土地コード | 耕作者の氏名 | 区域の別(該当に○) |
| 大字又は町名 | 地　　　番 | 地　　　目 | 面　　積 |
| 登記簿記録 | 現　況 | （㎡） | 未満 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
| 総　　　　計（転用面積全体計） | 田 | ㎡ | 畑 | ㎡ | 総合計 | ㎡ |
| ４　転用目的 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　土地コード　　換地前…Ａ、換地後…B、通常空白

（記載要領）

法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請年月日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

農地法第４条第１項の規定による許可申請書

足利市農業委員会長

栃　木　県　知　事　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　氏名

次のとおり農地を転用したいので、農地法第４条第１項の規定により許可を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ（カタカナ） |  | 電話　　　（　　　） |
| １　申 請 者 |  |
| ２　申請者の住所 |
| 住　　　所 |  |
| ３　許可を受けようとする土地の所在等 | 市町名 |  | 土地コード | 耕作者の氏名 | 区域の別(該当に○) |
| 大字又は町名 | 地　　　番 | 地　　　目 | 面　　積 |
| 登記記録 | 現　況 | （㎡） | 未満 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 市街化区域調整区域その他の区域 |
| 総　　　　計（転用面積全体計） | 田 | ㎡ | 畑 | ㎡ | 総合計 | ㎡ |
| ４　転用目的 |  |
| 足農委栃木県指令 | 農政 | 第４－　　　　　　号 |
| 農振 |

　　この申請については、農地法第４条第１項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

　　条件 １　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

　　　　　２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。

　　　 　 ３　申請書に記載された工事の完了の日（令和　　　年　　　月　　　日）までに農地に復元すること。

　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　（処 分 権 者）

（注意事項）

　 　申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第５１条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

（教　示）